

## 給与改定に伴う共済掛金の取扱い

～ 給与改定により、あなたの標準報酬月額が変更になる場合があります ～

給与改定により、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して地域手当の支給割合が引き上げられることとなりました（改定前 12.26%→改定後 12.57%）。

これに伴う標準報酬の取扱いは、以下のとおり総務省において決定されましたので、お知らせします。

### Point!

- 今回の給与の遡及改定による、平成 27 年 10 月からの標準報酬月額の遡及見直しは行いません。
- 給与改定による差額調整が行われる 12 月を起算月として、12 月から 2 月までの報酬の月平均※と従前の標準報酬等級を比較して 2 等級以上の差が生じた方は、来年 3 月から新たな等級に切り替わります【随時改定】。  
 よって 10 月～12 月の超過勤務が多い方は、来年 3 月から適用される標準報酬月額が増額となる場合があります。  
 （※12 月に支給された 4 月から 11 月までの報酬の差額は除きます。）

### 【随時改定】とは…

平成 27 年 10 月から掛金の算定基礎となった「標準報酬月額」は、毎年 4 月から 6 月までの報酬（給料月額＋諸手当）の月平均額を「標準報酬等級表」に当てはめて決定し、9 月から翌年 8 月まで 1 年間適用されますが、この間に、昇給等により、報酬の額に著しく高低が生じた場合は、随時、標準報酬月額を改定します（これを【随時改定】といいます）。

なお、この【随時改定】は、毎年 4 月の昇給時にも同様に適用されます。【随時改定】で決定された標準報酬月額は定時決定に優先し、同年 7 月から改定されます。

### < 随時改定の要件 >

○要件 1 固定的給与※に変動があること

<b>固定的給与 ※</b> （報酬のうち、勤務実績に関係なく月等を単位として、一定の額が継続して支給される報酬）	○ 給料
	○ 諸手当のうち 扶養、地域、住居、初任給調整、単身赴任、特殊勤務（月額・定率）、通勤（6 か月定期は 1 か月相当で計算）、管理職 等
<b>非固定的給与</b> （固定的給与以外のもの）	○ 諸手当のうち 特殊勤務（日額）、超過勤務、宿日直、管理職員特別勤務、休日給、夜勤、寒冷地 等

○要件 2 「すでに決定されている標準報酬月額の等級」と「固定的給与変動後 3 か月間の平均報酬から算定した標準報酬月額の等級」とに 2 等級以上の差がある場合

○要件 3 2 等級以上の差が、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額、または、いずれも減額した場合に限り適用します（固定的給与は増額したが、非固定的給与が減額したことにより報酬平均額が減額した場合、または、その逆の場合には、随時改定の摘要対象とはなりません）。（↑は増額、↓は減額）

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
報酬平均額（3 か月）		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随時改定の適用		○	○	○	○	×	×

変動の要因である「固定的給与」と変動の結果の「報酬平均額」の矢印が同じ向きするとき随時改定となります。

YCAN、横浜市職員共済組合ホームページに標準報酬制の概要等を掲載していますので、御参照ください。

YCAN : <http://inw1.office.ycan/b/so/kyosai/>

職員共済組合ホームページ : <http://yokohama-kyosai.or.jp>